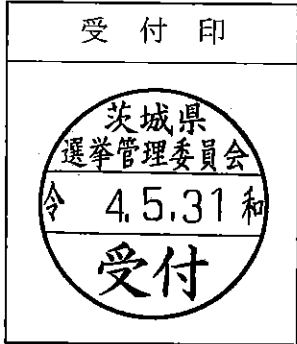


(その1)



# 収 支 報 告 書

令和 3 年分

台帳番号	563
------	-----

(ふりがな) 前記のほかにその  
せいしんはほしくけんいやくとく  
1 政治団体の名称 余の弱為の為の全日本国民由院

2 主たる事務所の所在地 茨城県水戸市古館5丁目

3 代表者の氏名 月 孝子

4 会計責任者の氏名 笠原 文子

事務担当者の氏名 \_\_\_\_\_  
( 電 話 ) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公 職 の 類	_____
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	<u>月 孝子</u>
公 職 の 類	<u>衆議院議員</u>

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日から	



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 5 日

政治団体の名称 衆議院議員の会 日本国民自由党

会計責任者の氏名 笠原 文子



代表者の氏名（解散する年の収支報告書にのみ記載）



(備考)

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印による場合は、この限りでない。

# 政治資金監査報告書

令和4年4月3日

合人社東京永田町の  
全日本国民自由党

代表 関 秀行 殿

登録政治資金監査人

永田まこと

登録番号 第 5565 号



研修修了年月日 令和元年5月22日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、<sup>合人社東京永田町の</sup>全日本国民自由党の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべて  
の期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。<sup>合人社東京永田町の</sup>

(4) この政治資金監査は、全日本国民自由党の主たる事務所では作業スペース等の関係で円滑な政治資金監査の実施が困難であることから、政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人の所属事務所(東京都千代田区永田町1丁目11番28号 合人社東京永田町ビル6階)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。  
*全日本国民自由党の*

なお、政治資金監査の対象期間においては、*全日本国民自由党の* 全日本国民自由党に係る支出はな  
く、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振  
込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議  
員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員  
関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する  
収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されてい  
た。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支  
出の明細書及び振込明細に係る支出目的書は、存在しなかった。

<sup>3</sup> 業務制限  
*全日本国民自由党の*  
全日本国民自由党と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はな  
い。  
*全日本国民自由党の*

また、*全日本国民自由党の* 全日本国民自由党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との  
間においても、同様である。

以上